

した書面を交付し、その内容を説明しなければならない。ただし、青少年の保護者が、過去に同様の事項について書面を交付され、その説明を受けていることが明らかであるときは、この限りでない。

2 保護者は、青少年を相手方とする携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）又は青少年を携帯電話端末等の使用者とする携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）（以下「携帯電話インターネット接続役務契約」という。）の締結をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合において、次の各号に掲げる

ときは、それぞれ当該各号に定める事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下この条において「理由書」という。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

(1) 青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき 青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項

(2) 青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするとき 青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、次の各号に掲げる 場合においては、保護者から理由書の提出があったときに限り、それぞれ当該各号に定める契約の締結若しくは

した書面を交付し、その内容を説明しなければならない。ただし、青少年の保護者が、過去に同様の事項について書面を交付され、その説明を受けていることが明らかであるときは、この限りでない。

2 保護者は、携帯電話インターネット接続役務契約

の締結をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末又はPHS端末の使用者が青少年である場合において、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面（

以下この条において「理由書」という。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務を提供する場合においては、保護者から理由書の提出があったときに限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を

その媒介、取次ぎ若しくは代理又は販売
 をすることができる。

(1) 携帯電話インターネット接続役務を提供する場合
 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を
 条件としない携帯電話インターネット接続役務契約
 の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理（当該携
 帯電話インターネット接続役務の提供に付随して行
 われる青少年有害情報フィルタリングサービスの提
 供の開始又は内容の変更若しくは提供の中止を含
 む。）

(2) 携帯電話インターネット接続役務の提供に関する
 契約に係る特定携帯電話端末等（青少年インターネ
 ット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末
 等をいう。以下同じ。）を販売する場合 青少年有
 害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携
 帯電話インターネット接続役務契約に係る特定携帯
 電話端末等の販売

4 下の表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる

ときは、同表の右欄に定める

日までの間、当該契約又は販売に係る理由書
 若しくはその写し又は当該理由書に記載された事項が
 記録された電磁的記録を保存しなければならない。

携帯電話インター ネット接続役務提 供事業者（青少年 インターネット環 境整備法第2条第 8項に規定する携 帯電話インターネ ット接続役務提供 事業者をいう。）	前項の規定により青少 年有害情報フィルタリ ングサービスの利用を 条件としない携帯電話 インターネット接続役 務の契約を締結したと き。	当該契約が 終了する日 又は当該契 約に係る青 少年が満18 歳に達する 日のいずれ か早い日
携帯電話インター ネット接続役務提 供事業者等	前項の規定により青少 年有害情報フィルタリ ング有効化措置を講じ ていない携帯電話イン ターネット接続役務の 契約に係る特定携帯電 話端末等を販売したと	当該契約に 係る青少年 が満18歳に 達する日

条件としない携帯電話インターネット接続役務契約の
 締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
 をすることができる。

〔新設〕

〔新設〕

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前
 項の規定により青少年有害情報フィルタリングサー
 ビスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続
 役務の契約を締結したときは、当該契約が終了する日
 又は当該契約に係る青少年が満18歳に達する日のい
 ずれか早い日までの間、理由書

若しくはその写し又は当該理由書に記載された事項が
 記録された電磁的記録を保存しなければならない。

〔新設〕

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等)

第25条の3 [略]

2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度内において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められ、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携帯電話インターネット接続役務契約に係る特定携帯電話端末等の販売を受けたと認められる青少年の保護者に対し、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。

3・4 [略]

第26条～第32条 [略]

附 則 [略]

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等)

第25条の3 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条第1項、第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度内において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる

青少年の保護者に対し、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。

3・4 [略]

第26条～第32条 [略]

附 則 [略]